

出向規則

平成 25 年 5 月 8 日 理事会決定

(目的)

第 1 条 この規則は、公益社団法人東京グラフィックサービス工業会（以下「この法人」という。）定款第 5 1 条第 4 項に基づき、この法人の職員の出向に関する基本的事項について定める。

2 この規則及びこの規則に基づく規程に定めた事項のほかは、この法人の就業規則及び労働基準法その他の法令の定めるところによる。

(職員の定義及び適用範囲)

第 2 条 この規則を適用する職員とは、この法人定款第 5 1 条第 2 項の職員をいう。

2 臨時に雇用された職員の出向については、雇用条件によるもののほかはこの規則による。

(定義)

第 3 条 この規則において「出向」とは、この法人の職員がこの法人の命により、一定期間、この法人に在籍したまま、この法人の関連団体その他この法人が適当と認める団体（以下「出向先」という。）において雇用されて勤務することをいう。

2 この規則において「出向者」とは、この法人の職員のうち、この法人の命により、一定期間、この法人に籍を置いたまま、出向先において雇用されて勤務する者をいう。

(本人の同意等)

第 4 条 職員に対して出向を命じる場合には、当該出向の目的及び職員の経験・能力等を十分に勘案したうえでその人選を行い、本人の同意を得たうえで、これを命じるものとする。

(労働条件の明示)

第 5 条 職員に対して出向を命じる場合には、原則として出向開始予定日の 1 4 日前までに出向先の名称、出向の期間（以下「出向期間」という。）、出向先における業務内容、給与、勤務時間その他の労働条件について、これを明示するものとする。

2 出向後、出向先が出向者の労働条件の内容を変更する場合には、前項の規定に準じた手続きが当該出向先においてとられるよう、この法人はあらかじめ当該出向先に要請するものとする。

(就業規則の適用)

第 6 条 出向者は、出向期間中は出向先の就業規則の適用を受けるものとする。

(出向期間)

第 7 条 出向期間は、原則として 2 年以内とする。ただし、業務上の必要からその期間を延長することがある。

(勤続期間の通算)

第8条 出向期間は、これをこの法人における勤続期間に通算する。

(服務等)

第9条 出向者は、出向期間中においても、この法人の信用の保持に努めるとともに、出向先の就業規則を遵守し、誠実にその業務を遂行しなければならない。

(給与)

第10条 出向期間中の給与（賞与及び諸手当を含む。以下同じ。）は、出向先が、当該出向先の給与規則等に定めるところにより支給するものとする。ただし、この法人と当該出向先が協議のうえ、これと異なる定めをしたときはこの限りでない。

2 出向先における給与の額が、この法人で支給されていた給与の額を下回る場合には、この法人は、原則として、その出向期間中、必要な補填を行うものとする。

(復帰)

第11条 出向期間が満了したときは、出向者はこの法人に復帰するものとする。ただし、出向期間中であっても、この法人への復帰が必要と認められる場合（出向先がこれに同意したときに限る。）には、当該出向者に復帰を命じるものとする。

(復帰後の措置)

第12条 この法人は、この法人に復帰した職員が他の職員と比較して不利益を被らないよう、適切な措置を講じるものとする。ただし、このことは、この法人が復帰した職員に対して、その出向期間中の勤務状況等を考慮した措置を講じることを妨げるものではない。

(福利厚生制度)

第13条 出向者が出向前に利用していた福利厚生制度のうち、出向先への移行が可能なものについては、原則として出向先に移行させ、その移行が不可能なものについては、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) この法人で継続できる場合は、継続の手続きをとる。
- (2) この法人で継続できない場合は、出向時に解約の手続きをとる。

(規則の改廃)

第14条 この規則の改廃は、理事会の議決を経なければならない。